

総額表示方式の開始に伴う納品書及び請求書等の取扱いについて

平成 16 年 4 月から、消費税及び地方消費税相当額を含んだ支払総額表示を義務付ける「総額表示方式」が始まることに伴い、納品書及び請求書等の書式変更を考えられている事業者の方も多いと思います。

従来の消費税計算方式が平成 19 年 3 月 31 日まで認められていることから、千歳市に対して提出していただく納品書及び請求書等についても、当分の間、従来どおりの税別表示により行う方法でも、総額表示方式により行う方法でもどちらでもかまいません。いずれの場合においても次の点にご注意のうえ、提出願います。

総額表示方式の場合、各品が「税込み」である旨を記載してください。

従来の表示方式の場合、別途消費税及び地方消費税相当額の表示をしてください。

免税事業者の方は、取引に課される消費税がありませんので、これまで「税抜価格」を表示して別途消費税相当額を受け取るといったことは消費税の仕組み上予定されていません。したがって、免税事業者における価格表示は、消費税の「総額表示義務」の対象とされていませんので、従来どおり消費税額の表示は必要ございません。

なお、競争入札や見積合わせ等で「見積もった契約金額の 105 分の 100 に相当する金額を記載」する旨の条件がある場合については、従来どおりの方式により行うことといたしますので、よろしくお願いいたします。

【参考】「見積もった契約金額の 105 分の 100 に相当する金額を記載」する考え方について

競争入札及び見積合わせにおいて、競争参加者に課税事業者と免税事業者とが混在した場合であっても、同一の条件及び基準により競争が行われる必要があることから、次の基準により競争を行っております。

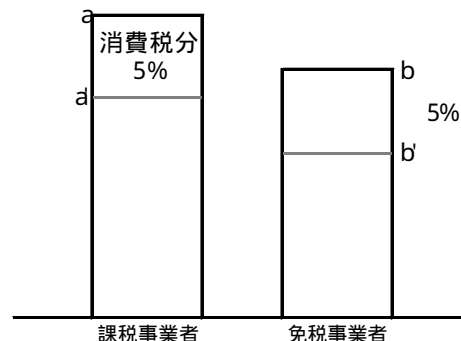
(1) 課税事業者の場合

入札書及び見積書の書面上、契約を希望する総額から消費税相当額である 5% を控除した「総額の 105 分の 100 相当額」を記載し、落札及び決定した場合、入札書及び見積書に記載された金額に当該金額の消費税相当額である 5% を加算した金額を契約金額とします。

(2) 免税事業者の場合

課税事業者の場合と同様に、入札書及び見積書の書面上、契約を希望する総額の 105 分の 100 相当額を記載し、落札及び決定した場合、入札書及び見積書に記載された金額に当該金額の 100 分の 5 に相当する額を加算した金額を契約金額とします。この場合の 100 分の 5 に相当する額は消費税額相当を上乗せしたのではなく、競争比較時にいったん控除した額を戻すことにすぎません。

どちらの場合も、契約金額に 1 円未満の端数が生じた場合は、切り捨てることとしています。



- a : 法律上の入札(見積)価格
(総額方式による入札(見積)価格)
- a' : 課税事業者の書面上の金額
(法律上の入札(見積)価格の 100/105)
- b : 課税事業者について消費税分を控除した額(a')で入札(見積)させた場合、免税事業者について(b)で書面上入札(見積)させると、免税事業者の方が数字上割高になる。しかし、契約金額ベースでは、課税事業者には課税事業者には消費税分が上乗せされるため、免税事業者の方が低くなるというおかしなことが生じうる。
- b' : このため、免税事業者についても(b')で書面上入札及び見積合わせを行えば、課税事業者と公平な比較を行うことができる。

【お問い合わせ先】千歳市総務部契約管財課契約係 電話 0123-24-3131 内線 226、309、310
0123-24-3133 (ダイヤルイン)

店頭において総額表示義務を履行していることを要件に、「税抜価格」を前提とした現行の端数処理の特例措置の適用が、3年間(平成 19 年 3 月 31 日までの間に行われる取引)に限り認められています。